

仕 様 書

1. 業 務 名 本館棟及びA病棟カーテン賃貸借契約
2. 賃貸借場所 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
3. 賃貸借期間 令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間の契約とする。
4. 使用開始日 令和4年10月1日
5. 付 帯 業 務 本仕様書に記載されたカーテンメンテナンスを含むものとする。
6. 仕 様

(1) カーテンの種類とその設置場所及び設置数量について

本館棟及びA病棟病室等のカーテン枚数（設置場所は別紙設置明細書参照）合計 641枚

ア 窓用カーテン

- ・ドレープカーテン 70枚
 - ・遮光カーテン 165枚
 - ・レースカーテン 62枚
- イ 仕切用カーテン 340枚
- ウ シャワーカーテン 4枚
- ・付属品 タッセル 1式

(2) カーテンの生地について

ア 消防法第8条の3に基づき消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地を使用すること。また、防災ラベルは日本防火・防災協会が定める様式の「イ 縫付」ラベルを使用すること。

イ 耐光堅牢度は4級以上（JISL-0842）・洗濯堅牢度（変退色汚染）5級以上（JISL-0844）を使用すること。色彩及び厚み等については、納入業者の見本提示に基づいて、病院側が指定したものをを使用すること。

ウ 業務用洗濯機で30回以上の洗濯に耐えること。

エ 熱湯消毒を行って収縮率が巾・丈共に1.0%以下であること。

オ アの難燃性の生地については、非HBCD難燃剤（※1）を使用した生地を用い、環境負荷軽減に配慮すること。

※1 非HBCD難燃剤・・・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に指定のある第一種管氏化学物質であるヒキサブロモシクロデカン（=HBCD）を含有しない難燃剤。

カ 別紙設置明細書の例示生地、又は、同等以上（平米単価同一金額以上）の物を使用すること。

キ 応札により前に上記内容の生地見本（平米単価がわかるもの）を提出すること。

ク 病室及び外来診察室の仕切カーテンについては、制菌機能を有すること。

ケ 上記カーテンは、他で使用されたものではなく、全て新品商品とする。

(3) カーテンの縫製について

ア ドレープカーテン

- ・ 2ツ山／片ヒダ1.5倍ヒダとする。

イ レースカーテン

- ・ ドレープカーテンに引っ掛からないように1.5倍ヒダとし、上下折返しは40cm程度とする。

ウ 遮光カーテン

- ・ 2ツ山／片ヒダ1.5倍ヒダとする。

エ 仕切用カーテン

- ・ 1.0倍ヒダとする。必要に応じてスプリンクラーの散布障害にならないように、メッシュの長さは本館棟では60cm以上とすること。
- ・ メッシュの長さは、契約後に部署によって長さや位置を変更する場合がある。

オ シャワーカーテン

- ・ 1.0倍ヒダとし、山をつくらない。

カ フック

- ・ フックはステンレス製のものを使用し、カーテンが脱落せずレールランナーから抜け落ちないようにし、先端は丸く仕上げること。

キ ラベル及びサイズラベル

- ・ カーテンには、消防庁の認定番号その他難燃性であることを標榜したラベルをカーテン1枚ごと縫いつけること。
- ・ 納入業者名、施設名、部屋名、カーテンの種類が入ったサイズラベルを縫い付けること。

ク カーテンの裾

- ・ 10cm3つ巻とし、5cmの芯地を使用すること。

(4) 定期メンテナンスについて

ア カーテンメンテナンスは 1年に1回の洗濯を行うこと。ただし、契約期間中4回とする。

イ 洗濯の方法

- ・予洗 (1回～2回常温の水にて最低5分以上)
- ・本洗 (1回～2回30℃～60℃の水に洗剤を入れて約10分)
- ・濯ぎ (2回～3回、常温の水にて1回につき最低3分以上)
- ・脱水 (遠心分離機にて絞り脱水)
- ・スチーム仕上げまたはプレス仕上げの工程を行うこと。

(病院側によるクリーニング工場の見学も可能とする。)

※クリーニングの最終工程では消毒の工程を必ず行い、院内感染の抑制を心掛けること。

ウ 取り外したカーテンを室内、または通路等に直接接触れることのないように作業すること。

クリーニング済みカーテンの搬入の際は清潔を重視すること。

エ 納入業者は、厚生労働省の定める基準を満たした設備を有し、安定供給すること。

オ メンテナンス業務を実施するときは、作業工程・日程表を提出し病院側の了解を得ること。

カ カーテンの交換業務に当たっては、病院側担当者の指示に従い、特に入院患者の療養を妨げないよう心掛けること。特に、病室への出入りには細心の注意を払い、患者の安全確保を心がけ、入室時間を短時間にするように努めること。

キ カーテンの交換業務は、納入業者が定める、マニュアル教育を必ず受けたスタッフにて作業すること。

ク カーテンの洗濯期間中は、洗濯するカーテンと同等の品質である予備カーテンを取り付けることにより常に清潔を保つ措置を講ずること。

ケ 汚れ等で臨時クリーニングが発生した場合には、代替カーテンを準備し、洗濯を行うこと。
この場合の費用は別途病院側より納入業者に支払うものとする。

(5) その他

ア 納入業者はカーテンの作成前に実測を行い、管理台帳を作成し病院側へ提示すること。

イ カーテンの取付けは、すべて納入業者が行うこと。

ウ カーテンに付随するタッセルの取付けはカーテン取付けと同時にを行うこと。窓用カーテンは船形タッセルとし、仕切用カーテンは縫付タッセルとすること。

エ 納入業者は、物品納入等の作業中における物損及び対人傷害を想定しそれを保証する保険に加入している業者とし、それを証明するものの写しを契約時に病院側に提出すること。

オ 納入業者はカーテンメンテナンスマニュアルの提出をすること。